

男女 共同参画 の視点

意識から行動へ ～男女が響き合うまち成田をめざして～

男性も女性も人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現を目指して、市では平成23～27年度の5年間を計画期間とした「第2次成田市男女共同参画計画」を策定しました。

計画は、一人一人が意識の変化を行動に反映させることを支援する環境整備の推進を目指し、「意識から行動へ～男女が響き合うまち成田をめざして～」を基本理念としています。

今回は、「基本目標4.あらゆる場への男女共同参画の推進」を取り上げます。

男女が、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画し、個人としての能力を発揮する機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するための基盤となります。そのためには、女性があらゆる分野に参画しやすい環境づくりや、積極的な参画を促す人材の育成、女性自身の意識の向上が必要です。

市では、各種講座を開催して人材を育成し、各種審議会委員や地域活動における女性の参入を促進することにより、男女共同参画の推進を図っています。



※男女共同参画に関する意識調査報告書、第2次男女共同参画計画は、公民館、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index0003.html>)で見ることができます。くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

消費生活 相談

Q&A

外国通貨の 買い取り話に 注意！

Q A社からアフガニスタン通貨(アフガニ)の購入に関するパンフレットが届き、数日後B社から電話があり、「A社のパンフレットが届いていたら、お礼をするので譲ってもらえないか」と言われました。しばらく話を聞いていると、初めはパンフレットを譲る話だったのが、「自分たちの代わりにその通貨を買ってくれば、お礼を含めて高く買い取る」という話になり、1口(1,000アフガニ)13万円のところ

を倍の26万円で買い取るというのですが、信用できるでしょうか。

A アフガニスタン通貨のほかにも外国の通貨(イラクディナール・スーダンポンド・リビアディナール・ベトナムドンなど)を販売(両替)する業者と、それを高値で買い取るという業者が登場する「劇場型」の詐欺的な勧誘に関する報告が数多く寄せられています。

今回の販売業者(A社)は1,000アフガニ紙幣を13万円で販売していますが、民間の為替レート計算では1,000アフガニは約1,550円(平成24年1月現在)です。「高く買い取る」と言う話を信じて代わりに購入したつもりでも、最終的には業者と連絡が取れなくなるなど、実際に業者が買い取った例は確認されていません。また、これらの通貨は国内の銀行では両替することができず、換金が非常に困難になっています。

外国通貨は、金融商品取引法や金融商品販売法の適用を受けず、電話勧誘販売であっても特定商取引法の商品・役務・指定権利に含まれないとされ、現状では適用外であるため、こうした取り引きは消費者保護規制の隙間を突いたものといえます。

知らない業者からの勧誘があった場合、すぐに契約せず、不審に思ったり、不安に感じたりしたら消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

